

こんにちは



大切な子供たちへ

特定非営利活動法人 **くじらぐも** トータルサポート

かつて、子ども達が学校へ行くということは、ごく自然であたり前の事でした。しかし、今はこのごくあり前の事が、大変難しい事となって来ています。その原因は、障害・非行・不登校・ひきこもり等、実に多くの問題を含み、社会状況と共に複雑さを増してきています。

今をさかのぼる30余年前から「子ども達の教育と健全育成に努めてきた者」「支援を受けてきた者」「これらを支援し続けてきた者」が集い「社会に責任を持った立場」で、関係機関や、地域と協働の下に、更に発展的活動を行い、誰もが分け隔てなく、その人らしく生きて行ける地域社会の構築に寄与したいと、平成16年に、この法人を設立致しました。

〔くじらぐもの名称は「ぐりとぐら」でお馴染みの 中川李枝子先生 と 光村図書出版の認証の下に「子ども達の夢をいっぱい乗せて 空高く舞い上がれ」とつけられました〕

くじらぐも 主な活動

☆・神奈川県教委・県青少年センター・市教委・区生涯学習等の事業展開中☆

[I] 『親と子と学校を結ぶリエゾン』・(H18年度：日本財団社会貢献賞受賞)

※『リエゾン』とはフランス語の・連結・結合・結ぶ という意味を語源としています。

問題を抱えた時、当事者同士の話し合いは とても難しいものとなります。

こんな時、「リエゾン」は、中立な立場で双方の間に入り、相互理解を育みながら、互いの話し合いが、建設的でより良い改善と解決に結びつくよう支援することを言います。時には代理として相手と会い、互いの思いを正しく伝え、時には話し合いに同行し、その後の問題解決につないで行くということも致します。

[II] 「健常児と障害児が共に集う混合療育訓練」(学び合い支え合う人づくり事業)

※ くじらぐものいう『混合』とは、

- ①人と人の混合→健常児・障害児・専門職・ボランティア(高～大学生・地域・保護者等)
- ②指導内容の混合→心理指導・指示行動・体育・リトミック・絵画制作・野外、季節行事

☆健常児と発達障害等を抱える子供とが同じ空間の中、専門指導者やボランティアの下で療育指導・体育・指示行動等を踏まえた遊びやゲームを通し、人を尊重する事も学びます。

☆不登校・ひきこもり・更生途上の子ども達がボランティアとして参加する事により、自己の回復を見、学校や社会復帰への道を歩み始めるという成果が上がっています。

☆参加者は全員、「障害への理解」を、身を持って学ぶと共に、「全ての人は掛け替えの無い大切な存在である」事を実感し、互いに支え合うサポートフレンドへと成長します。

[Ⅲ] 「発達障害児・精神障害を抱える児童生徒への個別療育指導」

及び、その家族に対する支援

- ・学校だけでは、埋める事の出来ない問題を抱える子ども達は、何時・どこで・どの様に苦手な部分への「受け止め方・対処の仕方」を身に付ければ良いか苦慮しています。
- ・発達障害を抱える子ども達に対し、支援者が「正しい認知と、適切な学習方法・対処方法」を知り、教育環境を整え身につけて行くことにより、機能の不自由さを機能障害化させない指導が、可能となります。もし、何らかの障害が固定化したとしても、十分に社会に適合して生きていける様に一人一人に似合った指導を行います。
- ・少し目と手と心を掛けてあげることで、勉強だけでなくコミュニケーション力など、出来る事が増えます。楽しい学校生活が送れるよう心理療法を踏まえた指導をします。

[Ⅳ] 「障害の有無に関わらず全ての人への相談・カウンセリング・リエゾン支援」

- ・家族関係 ・職場での人間関係 ・障害者の就労支援と就労後の支援 ・非行他
- ・側に付いていてくれる人が居る。安心の中で良き変容を見るまでご一緒します。

[Ⅴ] 「不登校児童生徒への支援とファミリーサポート」(相談・居場所事業)

①「相談・カウンセリング」・「学校と親子を結ぶリエゾン支援」・「親の居場所」

⇒不登校児童生徒、その心配のある子ども、ひきこもり、ニート等の問題を改善解決するためには本人への支援は当然の事ながら、その親や家族への支援がとても大切なこととなります。くじらぐもの「居場所」は、単なる居場所に留まらず、カウンセラーがトレーナーとなり、「学び合いの場」として、親子共々自立・自律への高い成果を上げています。
又、共に学んだ人たちが「支援者へと育っています」

②「神奈川県教育委員会不登校相談会」「グループ相談会」

⇒「グループ相談は」よい振り返りと、その後の参考になっています。

③「不登校等高校生に！学校外での活動「学校外の学修」に単位認定を」

⇒県教委の指導を受け、高校と連携し、ボランティア参加を「単位の認定」につなぎます。

[Ⅵ] 「発達障害児に対する学校現場での具体的支援方法の講習など」

『発達障害の理解と具体的な支援方法』と『特別教育支援法』が有効に作用するよう学校・担任の先生・保護者、そして先生と保護者が共に学び合う講習会や勉強会の実施
発達障害という言葉と実情は随分理解され、発達障害を視野に入れた「特別教育支援法」の適用が全国の小中学校で実施されるようになって、6年が経とうとしています。
しかし、教育現場では尚、それぞれの子どもに対しての適切な支援に苦慮しています。
先生・生徒・保護者共に より有効な「具体的支援方法」を 提供して行きます。

[Ⅶ] 「講演会・研修会」

- ・「子供健全育成」に係る調査・研究・研修・講演会等を行います。



NPO法人 くじらぐも

221-0045 横浜市神奈川区神奈川2-14-1-206 T&F 045-442-2236

★Eメール npo_kujiragumo@yahoo.co.jp

★ブログ <http://kujiragumo.org>